

# 令和6年度能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去制度について

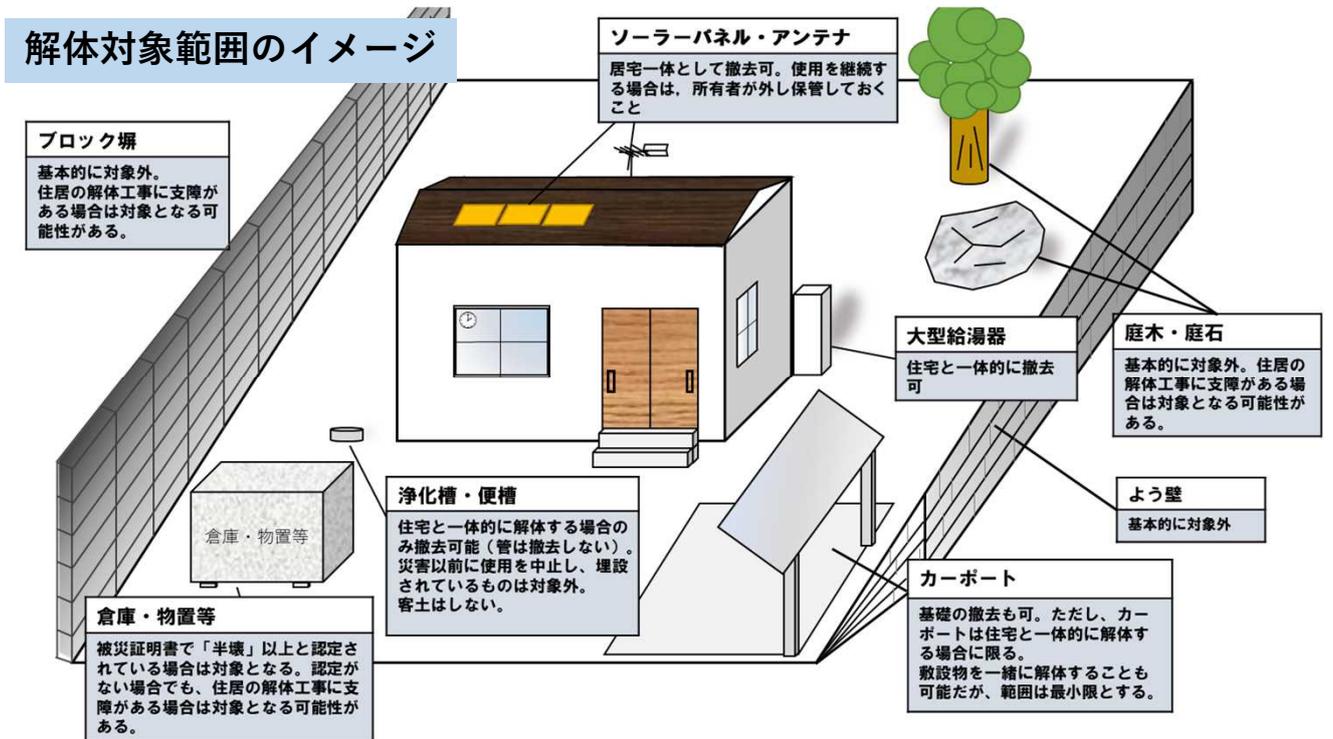
## 1. 制度概要

金沢市では、令和6年能登半島地震によって損壊した被災家屋等について、二次被害の防止および生活環境の保全のため、解体・撤去の支援を実施します。

対象となる家屋等は、り災（被災）証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と認定された家屋等（倉庫・蔵・事務所などを含む）です。

被災家屋等の解体・撤去制度には「公費解体」と「自費解体（費用償還）」があります。

方法	特徴	留意点
<b>公費解体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した家屋等を市が解体するもの。</li> <li>→申請者の金銭的負担が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多数の申請が見込まれることから解体着工までに期間がかかる。</li> <li>●公費解体の対象とならない費用については自己負担となる。</li> </ul>
<b>自費解体（費用償還）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した家屋等を所有者が業者と契約・解体するもので、支払った解体費用を市に請求し費用償還を受けるもの。</li> <li>→比較的早期に着工できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時的な費用負担（解体業者への支払）が発生する。</li> <li>●市が定める基準額が償還上限額となるほか、費用償還の対象外となる費用がある場合には全額償還されない可能性がある。</li> </ul>



- ※解体・撤去の対象は被災家屋等であり、それ以外の塀、よう壁、樹木等は対象外です。ただし、被災家屋等の撤去工事の支障となるものなどについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。
- ※基礎の撤去は戸建て住宅は3階建て以下、戸建て住宅以外は2階建てかつ高さ10m以下の建築物であれば対象となります。
- ※被災家屋等の一部のみの解体・撤去は対象外です。原則、被災家屋等全体の解体・撤去が対象です。
- ※被災家屋等と接続している上下水道管等は、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。
- ※住宅の応急修理制度を利用して修理した家屋等は原則対象外となります。

## 2. 対象者

・対象となる家屋等の所有者（又は相続人等）及び委任を受けた代理人

※「中小企業法第2条」による中小企業者（同規模の公益法人含む）も対象となります。

## 3. 申請方法

1) 申請期間：令和6年3月4日（月）から令和6年12月27日（金）まで

2) 受付時間：午前9時～午後5時45分まで ※受付窓口は平日のみ

3) 受付場所：金沢市柿木島1-1 金沢市役所第二本庁舎1階（環境政策課）

**※申請受付は予約制です。環境政策課（220-2304）に電話で予約をお願いします。**

4) 提出書類：公費解体は4、5ページ、自費解体は6、7ページ参照

※避難先や遠方にお住まいで来庁することが困難な方は、郵送による申請も可能です。ただし、一般書留等の損害賠償等が付帯する方法により郵送してください。

送付先 〒920-8577 金沢市柿木島1-1 金沢市環境政策課 公費解体担当者宛

## 4. 公費解体（市が直接解体・撤去するもの）の採択要件

1) 令和6年1月1日時点で家屋等の所有者（又は相続人等）であること。

2) 家屋等の解体撤去に関して、家屋等の権利関係者（共有者、所有者が故人の場合は相続権者、抵当権が設置されている場合は金融機関等など）の同意を得られること。

3) 家屋等の解体撤去に関して、家屋等の権利関係者と紛争が生じた場合は、申請者の責任ですべて解決すること。

4) 原則として家屋内及び敷地内残置物（家財等）は申請者の費用と責任で解体工事前に撤去すること。ただし、家屋内への立入や搬出作業に危険がおよぶ場合は除く。

## 5. 自費解体（費用償還）の採択要件

1) 令和6年1月1日時点で家屋等の所有者（又は相続人等）であること。

2) 令和6年11月30日までに解体業者との契約を締結していること。

3) 被災家屋等の解体・撤去前の写真（被災状況が分かるもの）を提出できること。

4) 図面や固定資産税納税通知書等で被災家屋等の面積が分かる書類を提出できること。

→写真がない場合や面積が不明な場合は費用の算定ができないため償還ができません。

## 6. 対象外となる経費（原則として申請者の自己負担となるもの）

1) 家屋内及び敷地内残置物（家財等）の撤去費用

2) 電気・ガス・水道・ケーブルテレビ等の停止手続きに関する費用、浄化槽等の汲取り及び最終清掃等に関する費用

※エアコンは、専門業者に依頼してフロンガスを処理した上で室外機とともに撤去してください。

3) 家屋等の解体工事への支障や倒壊の危険のない工作物（塀・擁壁、浄化槽等）に関する費用

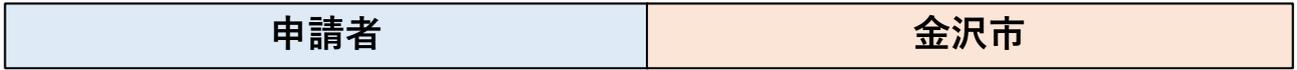
4) 解体後の整地（土地への碎石敷き均し等）に関する費用

5) 地下に埋設された配管や基礎杭、地下室及び庭木・庭石などに関する費用

6) 4階建て以上の戸建て住宅の基礎（戸建て住宅以外の場合は3階建て以上または高さ10mを超える建物の基礎）

## 公費解体（市が直接解体・撤去するもの）の流れ

【受付期間】令和6年3月4日～令和6年12月27日

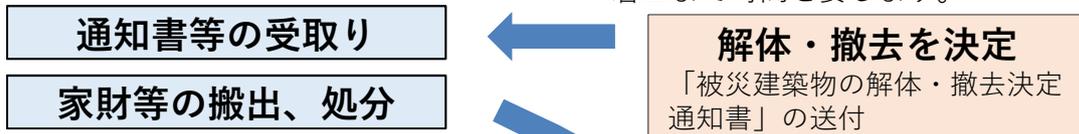


- 書類がすべて揃った後に、審査を行います。不足書類があれば提出をお願いします。

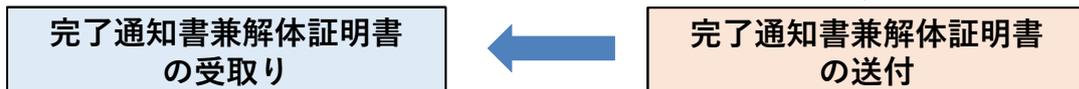
- 追加の書類提出を依頼する場合があります。
- 後日、事前立会の日を決めるため、申請書に記載の電話番号に、ご連絡を差し上げます。



- 立会い後に解体業者等が所有地へ立ち入りますのでご了承ください。
- アスベスト調査等追加調査が必要な場合は、着工まで時間を要します。



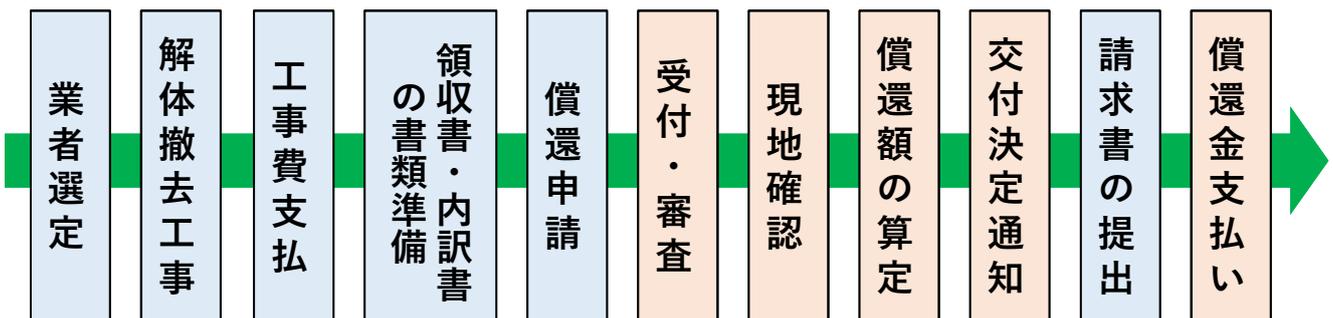
- 工事にかかる近隣への周知は事前に申請者が行ってください。
- 足場確保等のため隣接地を一時借用する場合は、事前に申請者から隣接地所有者の同意を得てください。



## 自費解体（費用償還）の流れ

【受付期間】令和6年3月4日～令和6年12月27日

- 解体工事及び業者への支払いが完了してからの申請になります。  
※令和6年11月30日までに解体業者と契約したものに限りです。
- 償還金は、原則として延床面積×基準単価で算出します。登記面積と相違がある場合は、必ず測量写真（数値目盛り近影含む）、解体面積求積図を解体業者より受領してください。



# 公費解体 必要書類等一覧（基本書類）

申請時に必要な書類等		備考
○被災家屋等の解体・撤去に係る申請書 <実印の押印が必要です。>		市指定の様式
○印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）<発行日から3か月以内のもの>		市民課で発行 （法人の場合は法務局）
○申請者または申請代理人の身分証明書（写しでも可）		各発行機関
1点で可	運転免許証, パスポート, 在留カード, 個人番号カード, その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）	
上記がない場合、2点必要	国民健康保険, 健康保険, 船員保険もしくは介護保険の被保険者証, 共済組合員証, 国民年金手帳, 国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書, 学生証, 社員証, その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
○り災証明書または被災証明書（写しでも可）		資産税課で発行
○建物配置図（解体対象の建物等を明記したもの） ※敷地内の家屋等の配置及び概ねの形状・寸法が分かるもので、解体を希望する家屋等と解体しない家屋等が分かるよう明示してください。手書きでも可。		市指定の様式
○被災状況が分かる写真（解体前のもの） ※被災家屋等を2方向以上から撮影したもので、被災状況が分かる写真を提出してください。		市指定の様式
○印鑑 <申請者→実印、申請代理人→認印、法人→代表者の登録印>		可能であれば ご持参ください

※申請書や添付書類の様式は受付時にお渡しします。また、市HPからもダウンロードできます。  
（「金沢市災害用トップページ」→「被災家屋の解体・撤去について」）



（市HP QRコード）

## 公費解体 必要書類等一覧（追加書類）

被災家屋等が共有の場合	
○申請者を除く共有者全員の同意書 <共有者全員の実印の押印が必要です。>	市所定の様式
○申請者を除く共有者全員の印鑑登録証明書 <発行日から3か月以内のもの>	市民課で発行 (市外の場合は各自治体)
抵当権等が設定されている場合	
○当該債権者全員の同意書 <実印の押印が必要です。> ※金融機関等から交付される抵当権解除証書等の書類を提出する場合は同意書の提出は不要です。	市所定の様式
所有者が死亡している場合で遺産分割協議が済んでいる場合	
○相続関係図	任意の様式
○被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等及び相続人全員が確認できる戸籍謄本等 <発行日から3か月以内のもの>	市民課で発行 (市外の場合は各自治体)
○相続人全員の実印が押印された遺産分割協議書	任意の様式
○申請者を除く相続人全員の印鑑登録証明書 <発行日から3か月以内のもの>	市民課で発行 (市外の場合は各自治体)
所有者が死亡している場合で遺産分割協議が済んでいない場合	
○相続関係図	任意の様式
○被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等及び相続人全員が確認できる戸籍謄本等 <発行日から3か月以内のもの>	市民課で発行 (市外の場合は各自治体)
○申請者を除く相続人全員の同意書 <申請者を除く相続人全員分の同意書への実印押印及び印鑑登録証明書の添付が必要>	市指定の様式
賃貸物件の所有者が申請する場合	
○賃借人全員の同意書	市指定の様式
被災家屋等が未登記の場合	
○固定資産税納税通知書（課税されている場合）<できるだけ直近のもの> ※法務局が発行する被災家屋及び土地に係る全部事項証明書は市で確認するため提出は不要です。	資産税課で発行

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※相続関係等で書類作成が困難な場合は行政書士に依頼することもできます。（費用は申請者負担となります）

# 自費解体（費用償還） 必要書類等一覧（基本書類）

申請時に必要な書類等		備考
○被災家屋等の自費解体・撤去に係る償還申請書 <実印の押印が必要です。>		市指定の様式
○印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書） <発行日から3か月以内のもの>		市民課で発行 (法人の場合は法務局)
○申請者または申請代理人の身分証明書（写しでも可）		各発行機関
1点で可	運転免許証，パスポート，在留カード，個人番号カード， その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）	
上記がない場合、2点必要	国民健康保険，健康保険，船員保険もしくは介護保険の被保険者証，共済組合員証， 国民年金手帳，国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書，学生証，社員証， その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
○り災証明書または被災証明書（写しでも可）		資産税課で発行
○建物配置図（解体対象の建物等を明記したもの） ※敷地内の家屋等の配置及び概ねの形状・寸法が分かるもので、解体した家屋等と解体していない家屋等が分かるよう明示してください。手書きでも可。		市指定の様式
○被災状況が分かる写真（解体前のもの） ※解体前の家屋等を2方向以上から撮影したもので被災状況が分かる写真を提出してください。		市指定の様式
○解体工事の写真（工事前・工事中・工事後） ※実測面積での算定を希望する場合は、次ページの「測量写真」を参照		業者が作成
○解体工事契約書（写しでも可） ※注文書と請書のセットでも代用可		業者が作成
○領収書又は口座振込依頼書（写しでも可）		業者または 金融機関が発行
○解体工事費用内訳書（経費の内訳が分かる書類）		業者が作成
○建物解体証明書（写しでも可）		業者が作成
○マニフェスト伝票の写し ※解体により発生した廃棄物を適切に処分したことを証する書類です。		業者が作成
○印鑑 <申請者→実印、申請代理人→認印、法人→代表者の登録印>		可能であれば ご持参ください

# 自費解体（費用償還） 必要書類等一覧（追加書類）

<b>被災家屋等の所有者に代わって申請する場合</b>	
○委任状 <実印の押印が必要です。>	市指定の様式
<b>被災家屋等が未登記の場合</b>	
○固定資産税納税通知書（課税されている場合） <できるだけ直近のもの> ※法務局が発行する被災家屋及び土地に係る全部事項証明書は市で確認するため提出不要です。	資産税課で発行
<b>公募面積ではなく実測面積で償還費用の算定を希望する場合</b>	
○測量写真（数値の目盛り近影も必要）、解体面積が分かる求積図（平面図）	業者が作成

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※相続関係等で書類作成が困難な場合は行政書士に依頼することもできます。（費用は申請者負担となります）

※申請書や添付書類の様式は受付時にお渡しします。また、市HPからもダウンロードできます。

（「[金沢市災害用トップページ](#)」 → 「被災家屋の解体・撤去について」）



（市HP QRコード）